



12 平成30年12月15日 発行
第72巻 第12号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人岡山県労働基準協会
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 井上文雄
1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



牡蠣(カキ)の水揚げ(備前市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

安全衛生12のポイント

無事故の年末
気持ち引き締め

12月 12月15日~翌年1月15日
年末年始無災害運動

1月 前年12月15日~1月15日
年末年始無災害運動

目次 *Dec. 2018*

行政の動き

- 岡山県最低賃金 2
- ストップ! セクシュアルハラスメント 3
- 労働時間等見直しガイドラインが改正されました!! 3
- 年5日の年次有給休暇の取得が企業に義務づけられます... 4
- 仕事休もっ化計画 5

協会より

- 安全衛生相談のご利用を! 5
- 平成30年度労務管理講習会のご案内 6
- 中小企業無災害記録証が授与されました!! 8
- 事業場見学研修会を行いました 8
- 第29回備北地区ゼロ災運動研究集会を開催 9

本日は晴天なり! 10

労働災害-災害事例・統計- 11



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

岡山県最低賃金

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

| 地 域 別 | 最 低 賃 金 | 効力発生日 |
|-------|-------------|----------------|
| 時間額 | 807円 | 平成30年 10月3日 |

| 特 定 最 低 賃 金 | 時 間 額 | 効力発生日 |
|---|-------|-----------------|
| 耐 火 物 製 造 業 | 918 円 | 平成30年 12月20日 |
| 鉄 鋼 業 | 939 円 | 平成30年 12月19日 |
| 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 | 912 円 | 平成31年 1月2日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 854 円 | 平成30年 12月13日 |
| 自動車・同附属品製造業 | 900 円 | 平成30年 12月16日 |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 931 円 | 平成30年 12月22日 |
| 各種商品小売業 | 856 円 | 平成30年 12月26日 |

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

お問い合わせは

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014

岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591

倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177

津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157

笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196

和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358

新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

岡山労働局ホームページアドレス <http://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

～忘年会・新年会の季節に向けて～

ストップ!セクシュアルハラスメント



お酒の入る宴会の席では、セクシュアルハラスメントがおきやすくなります。
忘年会・新年会の季節に向けて、「セクシュアルハラスメントの防止について」全社員に再周知しましょう。
セクシュアルハラスメントは働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、
企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、悪影響を与えかねない問題です。



男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止措置を事業主に義務付けています。

1 職場におけるセクシュアルハラスメントとは?

セクシュアルハラスメントとは、職場（取引先との宴会、職場内での宴会も、実質上業務の延長と考えられるものは含まれます）において労働者の意に反する性的な言動を行い、就業環境を悪化させたり、性的言動に対して拒絶などをした場合に不利益を課すことをいいます。事業主は社員が取引先、顧客等社外からうけるセクハラについても相談対応義務があります。

◎宴席のセクハラ例：体を触わる、性的な話をする、お酌やデュエットを強要する。

2 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のため、事業主はどのようなことをすべきですか?

男女雇用機会均等法第11条及び指針により、業種や規模を問わず、全ての事業主は男女労働者が職場において受けるセクシュアルハラスメントの防止対策として、次の措置を必ず実施しなければなりません。

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。
- ② 相談窓口をあらかじめ定め、相談に応じ、適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。
- ③ 相談の申し出があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切に対応すること。
- ④ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、相談や事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取扱いを行ってはならない旨を定め、周知すること。

詳しくは、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>)内の検索窓で、

お問い合わせ先

岡山労働局雇用環境・均等室 電話 086-225-2017

労働時間等見直しガイドライン (労働時間等設定改善指針)が改正されました!!

(平成31年4月1日から適用です)

このガイドラインは、事業主等が労働時間の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

今般、働き方改革関連法の成立に伴い、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備の内容や、時間外・休日労働の削減に関する部分などが改正されています。主な改正事項は以下のとおりです。

<主な改正箇所>

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

年次有給休暇管理簿の作成や取得状況を本人及び上司へ周知すること、計画的な年次有給休暇取得、子供の学校休業日等に合わせた年次有給休暇取得を促進すること。

多様な正社員、テレワーク等の活用

労働時間等が限定された多様な正社員が、働き方の選択肢に加えられました。導入に当たっては内容や処遇について労使で十分に話し合うことが必要であること、テレワークの導入についても対象となる業務や労働者の範囲、テレワークの方法等について十分に労使で協議すること。

時間外・休日労働の削減

時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、働き方改革関連法により、時間外労働の上限や上限を超えて労働させた場合の罰則が定められたことや、限度時間を超えて労働させることができる36協定を締結する場合は、その理由を限定して定める他、休日労働はできるだけ少なくするよう努めること。

始業・終業の時刻に関する措置

「深夜業の回数制限」や「勤務間インターバル」「いわゆる朝方の働き方」を導入するよう努めること。

お問い合わせ先：岡山労働局雇用環境・均等室 指導係 TEL 086-225-2017

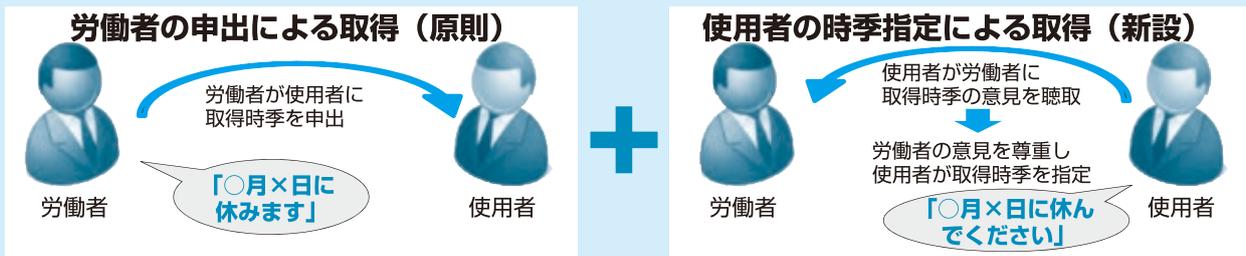
～働き方改革関連法が順次施行～ 年5日の年次有給休暇の取得が企業に義務づけられます

●労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※) 年次有給休暇(労働基準法第39条)
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。
●継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。
●パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (例) > 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| > 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ // |
| > 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| > 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ // 3日 // |

- ⚠ 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

お問い合わせは、岡山労働局労働基準部監督課(☎086-225-2015)まで

年末年始! 1月4日を休んで9連休!!

「仕事休もっ化計画」

●今般、労働基準法が改正され、年次有給休暇の
時季指定義務が創設されました。
年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
(施行日:2019年4月1日)



「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

今般、労働基準法が改正され、2019年4月より、使用者は年10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました。

ただし、計画的付与制度などにより労働者がすでに取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります。

1) 導入例

2018年の年末と2019年の年始に導入すると?

右のカレンダーのように、年次有給休暇を土日・祝日と組み合わせて、連続休暇に。

2018年12月+2019年1月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |

2) 活用方法

企業や事業場の実態に合わせた、さまざまな付与の方法があります。

| 方式 | 年次有給休暇の付与の方法 | 適した事業場、活用事例 |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式 | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与 | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用 |

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

この記事に関するお問い合わせは **岡山労働局雇用環境・均等室 指導係** TEL 086-225-2017

安全衛生相談のご利用を!

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害が増加しています。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うために事業者に対して、労働安全衛生法では種々の定めがなされています。

- 安全管理者・衛生管理者等の選任は必要か?
- 労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか?
- 安全衛生教育をどうすればよいのか?
- 定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか?
- 化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか?
- 労働基準監督署へ提出書類の書き方は?
- 長時間労働による健康障害の防止は?

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。

お気軽にご利用ください。

相談窓口

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12時から13時を除く)

電話 (086) 225-4538

(この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。)

平成30年度 労務管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索



当協会では、標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、ご都合の良い日程・テーマでご受講ください。使用者、人事・労務管理担当者をはじめ、多数の方にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

| 日 程 | 時 間 | テーマ・講 師 |
|--|---|---|
| 平成31年 2月8日(金) 玉野市 総合保健福祉センター (玉野市奥玉1-18-5) | 13:30～ 14:30 14:40～16:10 | 挨拶及び監督署指導 岡山労働基準監督署長 岡田 康浩氏 第一方面主任監督官 岡本 敦子氏 特別講演「楽しく学ぼう、アンガーマネジメント講座」(仮題) ～イライラの連鎖から笑顔の連鎖へ～ フリーアナウンサー／アンガーマネジメントファシリテーター 中村 恵美氏 |
| 2月13日(水) JFEスチール(株) 広江クラブ (倉敷市広江4-1-1) | 13:00～13:40 13:40～14:40 15:00～16:30 | 挨拶 倉敷労働基準監督署長 山本 正晴氏 監督署指導「監督指導から見る労務管理上の問題点」 第一方面主任監督官 三見 明弘氏 特別講演「働き方改革と人材確保について」 社会保険労務士／あきた労務管理事務所長 穂田 恒雄氏 |
| 2月14日(木) 津山市総合福祉会館 中会議室 (津山市山北520) | 13:35～13:45 13:45～14:45 15:00～16:30 | 挨拶 津山労働基準監督署長 間野 啓二氏 監督署指導「労働基準法改正等について」 監督課長 小林 基広氏 特別講演「セクハラ・パワハラ等の防止について」 ～“働きやすい職場環境づくり”のために～ 社会保険労務士／あきた労務管理事務所長 穂田 恒雄氏 |
| 2月14日(木) 岡山県労働基準協会 笠岡支部 (笠岡市四番町5-18) | 13:30～13:40 13:40～14:30 14:40～16:10 | 挨拶 笠岡労働基準監督署長 金武 邦洋氏 監督署指導「改正労働基準法について」 監督・安衛課長 宮川 晋太郎氏 特別講演「メンタルヘルスセミナー」～レジリエンスを鍛える～ 岡山産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員 秋鹿 悦子氏 |
| 2月14日(木) 和気商工会 (和気郡和気町尺所2) | 13:35～13:40 13:40～14:10 14:20～16:30 | 挨拶 和気労働基準監督署長 犬塚 浩司氏 監督署指導「監督指導結果から見た労務管理上の留意点について」 監督・安衛課長 矢木 めぐみ氏 特別講演 第1部「働き方改革セミナー」～ここが変わるポイントと注意点～ 第2部「これからの時代の人材定着について」 ～早期離職を防止して定着を図る方法～ 合同会社成川経営サポート／特定社会保険労務士 成川 彰浩氏 |
| 2月22日(金) まなび広場にいみ 小ホール (新見市新見123-2) | 13:35～13:40 13:40～14:50 15:00～16:30 | 挨拶 新見労働基準監督署長 須々木 竜紀氏 監督署指導「法改正を踏まえた労務管理について」 監督・安衛課長 景山 恒平氏 特別講演「労務管理の基礎」～働き方改革へのSTEP～ 特定社会保険労務士／神田労務コンサルティング 神田 豪氏 |
| 2月27日(水) 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田 2315-4) | 13:30～ 14:30 14:40～16:50 | 挨拶及び監督署指導 岡山労働基準監督署長 岡田 康浩氏 第一方面主任監督官 岡本 敦子氏 特別講演「小さな会社で儲かる生産性向上対策」 中小企業診断士 |

2. 受講料 会員 3,240円 (消費税、資料代込)
 非会員 6,480円 (消費税、資料代込)

3. 申込方法 ①インターネット申込 岡山県労働基準協会 検索

当協会ホームページからお申込ください。
 会員IDをお持ちでない場合は、TEL (086) 225-3571へご連絡ください。

②窓口・FAX申込
 受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

<振込先>中国銀行富田町支店 普通 1613381
 一般社団法人岡山県労働基準協会

4. その他 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
 キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

5. 申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

| 支部名 | 所在地 | TEL 番号 | FAX 番号 |
|--------|-------------------------|----------------|----------------|
| 岡山支部 | 〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28 | (086) 221-2160 | (086) 227-1047 |
| 倉敷支部 | 〒710-0047 倉敷市大島407-1 | (086) 422-6230 | (086) 426-6521 |
| 玉野支部 | 〒706-0011 玉野市宇野2-16-5 | (0863) 21-2349 | (0863) 21-3334 |
| 児島支部 | 〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100 | (086) 473-1811 | (086) 473-1870 |
| 津山支部 | 〒708-0022 津山市山下92-1 | (0868) 22-5454 | (0868) 25-2260 |
| 笠岡支部 | 〒714-0085 笠岡市四番町5-18 | (0865) 63-3718 | (0865) 63-3735 |
| 和気支部 | 〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1 | (0869) 92-0876 | (0869) 92-0899 |
| 新見支部 | 〒718-0011 新見市新見811-1 | (0867) 72-0338 | (0867) 72-0317 |
| 安全衛生会館 | 〒701-0202 岡山市南区山田2315-4 | (086) 282-6532 | (086) 282-6506 |

《様式》

*7010

労務管理講習会 (2 月 日 支部) 受講申込書

| | | |
|---------|----------------------------|--|
| ※受付 | 氏 名 (フリガナ) | 生 年 月 日 |
| | () | S・H 年 月 日 |
| | () | S・H 年 月 日 |
| | () | S・H 年 月 日 |
| 事業所名 | 〒 ー 都道 市郡 府県 区 | 受講料 名分 円 を 月 日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会 ②窓口持参 ※講習当日はご遠慮ください※ |
| 所在地 | | |
| ご担当者職氏名 | | |
| ご連絡先 | TEL () ー FAX () ー メール | |

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

中小企業無災害記録証が授与されました!!

タイムック株式会社吉備工場(総社市赤浜550)

同社では、平成24年1月7日から無災害を継続し、平成30年8月7日に記録(第三種・銅賞・1,950日)を見事達成し、本年8月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、10月1日付けでその交付が決定し、11月28日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、同社吉備工場 安田 浩 製造部長に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は輸送用機械器具製造業、次回の「第四種・銀賞・2,950日」も達成されますことを祈念いたします。



宮原副主任

安田部長

安田 浩 製造部長からのメッセージ

このたびは弊社吉備工場に中小企業無災害記録証(銅賞)を授与いただき誠にありがとうございました。前回いただいた進歩賞に引き続き、銅賞をいただけたこと大変嬉しく思います。これも吉備工場働く従業員一人一人が安全に対する高い意識を持ち、日々の業務に取り組んでいる成果だと思います。

弊社は新型自動車部品等の試作製造を行っている会社です。弊社では5S活動(環境整備)に特に力を入れています。「キレイな工場からしか本当の良品質な製品は生まれない」をモットーに、環境整備を徹底し、美しい工場・現場作りに日々取り組んでいます。

今回の銅賞に満足せず、次は銀賞、金賞がいただけるよう、今後も無災害を継続させていきたいと思っています。

事業場見学研修会を行いました

岡山地区プレス災害防止協議会



岡山地区プレス災害防止協議会は、11月26日(月)に大塚化学株式会社徳島工場様(徳島市川内町加賀須野463)にて見学研修会を行いました。(参加者10名)

同工場は、「あんじょう*伝えて、安全確保」の方針のもと、過去の労働災害を負の財産とし継承し、二度と同じ過ちを起こさせないための安全意識を向上させる研修訓練を行っている安全道場を見学させていただき、この道場で行っている研修訓練の一部を受けさせていただきました。

言葉で作業指示を行う際の危うさの認識、ベルトコンベヤー、ロータリーバルブによる挟まれ巻き込まれ体感や、静電気による爆発実験、指差呼称がミスを防ぐために重要であるかの体感などの研修を受け、労働災害防止のためには何が必要か、何が不足しているかを考えさせられた非常に有意義な見学研修会となりました。

* あんじょう：阿波弁で、あんばい良く、コミュニケーションを図っていくことの意味

第29回備北地区ゼロ災運動研究集会を開催

新見支部安全衛生委員会主催の第29回備北地区ゼロ災運動研究集会を11月22日（木）午後1時30分より高梁総合文化会館で開催いたしました。

今回は初めての試みとして、ゼロ災運動の推進と、全員参加の意識向上の為に「ゼロ災標語」を会員各事業場様から募集し優秀作品の表彰を行いました。



藪田安全衛生委員司会進行のもと、労働災害で亡くなられた方々を悼み、黙祷をささげた後、小林安全衛生委員のゼロ災コールで開会し、岡崎新見支部長の挨拶の後、優秀標語を表彰いたしました。

新見労働基準監督署長賞は備北粉化工業（株）福田順文氏、新見支部長賞は丸五シーエス工業（株）小谷昭彦氏、安全衛生委員長賞は日軽形材（株）渡邊寿久氏が受賞され、各受賞者にそれぞれ須々木新見労働基準監督署長、岡崎新見支部長、江川安全衛生委員長から賞状と記念品を贈呈いたしました。更に、佳作の5作品を代表して三共精粉（株）山岡祐輝氏に江川安全衛生委員長から記念品を贈呈いたしました。



その後、須々木新見労働基準監督署長から祝辞をいただき、その中で『ゼロ災標語を今後も継続し、ゼロ災の意識向上を高めてください』とのエールをいただきました。

また、監督署指導として新見労働基準監督署西田産業安全専門官から「第13次 労働災害防止計画」について詳しく説明をいただきました。



最後に研究集会の特別講演としてフリーアナウンサーでありアンガーマネジメントファシリテーターの中村恵美氏より『楽しく学ぼう！アンガーマネジメント』～イライラの連鎖から笑顔の連鎖へ～と題しイライラの原因、怒りの性質、問題となる怒り、怒りのルール、怒りをどの様にコントロールするか等をアナウンサーならではの、美しい声と話し方で解り易く講演をしていただきました。また、途中には中村氏から参加者に質問などもあり楽しく学ぶ、有意義な特別講演となりました。



最後に江川安全衛生委員長の閉会の挨拶で、研究集会は盛会裏に終了しました。

第29回「ゼロ災」標語優秀作品

○新見労働基準監督署長賞

やったつもり 見たつもり
「つもり」積み重ねば 事故のもと

備北粉化工業株式会社
福田 順文 様

○新見支部長賞

これくらいと思う気持ちが 事故を呼ぶ
初心に戻り 安全確認

丸五シーエス工業株式会社
小谷 昭彦 様

○安全衛生委員長賞

ちよつと待て！ 手をだす前に 声を出せ！！
ヨシーヨシーヨシーで 安全確認

日軽形材株式会社
渡邊 寿久 様

○佳作

ポケテナシ みんなで実行 安全職場
丸五シーエス工業株式会社
「これくらいなら」 その油断が命取り
ルールを守って ゼロ災害
イーグル工業株式会社
稲葉 博之 様

災害は「慣れと油断と過信から」
初心に戻って 無災害
備北粉化工業株式会社
松田 卓三 様

危ないぞ！！ 仲間を思えばいえるはず
相互の注意で ゼロ災職場
三共精粉株式会社
山岡 祐輝 様

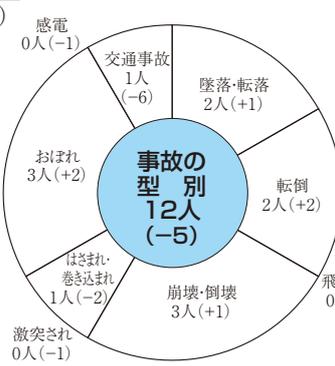
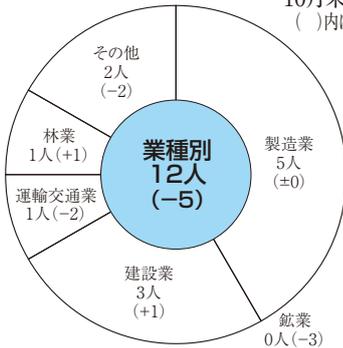
ゼロ災害 芽を摘む活動
松陽産業株式会社
福田 永 様

あなたが主役

平成30年労働災害発生状況

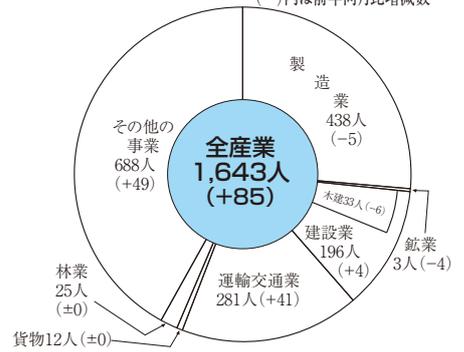
死亡災害

10月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



死傷災害
(休業4日以上死傷災害)

10月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



もっと、ずっと、地球と共に。
協同組合ウイングバレイ
理事長 晝田 眞三
総社市久代1408番地の6
TEL.(0866)96-1888
FAX.(0866)96-2040

三井造船玉野協力会
会長 前田 和彦
玉原鉄工業協同組合
理事長 大熊 力三

高品質企業への進化
株式会社ヤマダ
代表取締役社長 山田 啓吾
〒712-8012
岡山県倉敷市連島1丁目15番10号
TEL 086-440-0606(代) FAX 086-440-0611

あなたの心で運ぶハート引越便
オカケン
岡山県貨物運送株式会社
代表取締役社長 遠藤 俊夫
〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号
TEL (086)252-2111(代)
ホームページ <http://www.okaken.co.jp>

坂本産業株式会社
代表取締役 坂本修三
〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)
岡山県労働基準協会顧問弁護士
弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健補
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 山下 綾
弁護士 川端 美智子
弁護士 石田 麻衣
弁護士 青田 夢
弁護士 永山 皓太
客員弁護士 石島 弘
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代)
FAX(086)224-7555

菱自梱包株式会社
代表取締役社長 亀岡 義男
〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号
TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531

武田育男税理士事務所
岡山市北区東島田町1丁目2-5
TEL (086) 231-1227

健康診断と
作業環境測定は、
(一社)岡山県労働基準協会
労働衛生センターに
お任せください。
健康診断は全衛連の労働衛生サービス機能評価の認定を取得
品質と精度管理には自信があります。
安心してご利用ください。
☎086-281-4500 FAX086-282-6548
岡山市南区山田 2315-4 (岡山県安全衛生会館内)

労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌!
ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。



労働安全衛生広報
発行 月2回(1日・15日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



先見 労務管理
発行 月2回(10日・25日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



労働基準広報
発行 月3回(1日・11日・21日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/56頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円

★お申し込みは、
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <http://www.chosakai.co.jp/>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011

